

## 編集後記

～外国語の習得に方言が役立つか～

### 岡山弁とフランス語

「〇〇さんは何カ国語喋れるのですか」と聞かれることがあるが、私が聞かれたときは、日本語、英語、フランス語、タイ語に岡山弁と答えることにしている。岡山で過ごしたのは人生の三分の一に過ぎないが、言語能力を岡山弁で習得したので、今でも岡山弁は英語やフランス語よりも自由に操ることができた。

岡山弁とフランス語にはよく似た単語がある。一例をあげると、「非常に」あるいは「たくさんの」という副詞は岡山弁で、「ぼっこう」とか「たんと」というが、フランス語で同じ意味の言葉は *beaucoup* と *tant* である。文章の中ではそれ次のように使われる。

仏語：Il a **beaucoup** mangé.

岡山弁：ぼっこう食べた

仏語：Il a déjà **tant** voyagé.

岡山弁：たんと旅行しんさつとる

これらの他にも、岡山弁とフランス語は発音面での共通点が多い。フランス語では *ai* を「エ」と発音するが、岡山弁も同様で、大根は「でーこん」で、太政大臣は「でーじょーでーじん」である。また、*Champagne* や *Cognac* などの「gn」の音も岡山弁ではよく使われる。ある夜、たまたま街で友達にあって、「これからどこにいくの？」と聞かれた。その時は家に帰る途中だったので、岡山弁なら「いによーるとこじや」と一言で答えられるのだが、「いによーる」を標準語でどう言うかはなかなか難しい。「いによーる」はスペイン語の香りもするが、「家に向かって帰っているところ」というような意味である。岡山弁では帰ることを「いぬる」というが、その活用形の「いに」と状態を表す「よる」がエリジオンして「いによーる」となったようである。同じように「さみー（寒い）から猫が丸まりょーる」などもフランス語の響きがするフレーズである。

ところで、フランス語には半過去という時制がある。この時制は、間接話法で時制を一致させるために現在形を過去に移すときにも用いられるが、難しいのは半過去が単独で用いられるときである。

例えば、「Je dormais.」(*dormir* (寝る) の半過去) は、眠っている途中で起こされ、今は目覚めていることを表す。文法書では、「半過去は出来事が自然な区切りに達する前に消滅してしまったことを表す」などと説明されているが、日本人にはなかなか難しい。しかし、この難解な半過去が岡山弁でそのまま表現できることに気が付いた。

例えば、「Je mourais de peur.」(*mourrais* は *mourir* (死ぬ) の半過去、*peur* は恐怖) は、怖くて死にそうだったが死んだわけではないということであるが、岡山弁なら「怖おーて死によーった」と一発で訳せる。私の祖母も「おじいさんが川へはまりよーった」「もっとで（もう少しで）火事が行きよーった」(岡山弁では火事になることを「火事が行く」という) など、半過去表現をよく使っていた。

### タイ語と大阪弁

岡山弁の話は少し高度になりすぎたようなので、タイ語会話の習得法に話題を移そう。タイ語をあまり知らない日本人にも耳に残る言葉がある。例えば、「チャイマイカ」「モーマイヘンナ」「ホンナムユーティナイ」などは、日本人には「ちやいまつか」「も一見えへんな」「ほんなん言うてない」と、あたかも大阪弁のように聞こえる。

「チャイマイカ」は、英語の付加疑問文と同様、文章の最後に付けて相手の同意を求める言葉で、まさしく「ちやいまつか」である。「モーマイヘンナ」の方も“見えませんね”というようなニュアンスなので大阪弁と大差はない。

さらに、大阪の人は「ちやうやんか」「おっさん、これなんぼ」「も一かりまつか」とけたたましく喋るが、タイ人の喋り方も同じように声が大きい。タイ語の単語は一語の音節が少ない上に、それを声調や有気音、無気音で区別するので、正確に聞き取ってもらうためには大声で話す必要があるからなのだろう。「カイ」は有気音なら卵、無気音なら鶏であるが、日本人が焼き鳥を頼むと大抵卵焼きが出てくる。このように、日本人の話すタイ語はそれに慣れていないタイ人には通じにくいが、大阪人のように叫べば分かってもらえることが多い（と私は思っている）。

なお、「ホンナムユーティナイ」は「トイレはどこですか？」という意味である。タイやラオスでトイレに行きたくなったら、大阪弁のネイティブ

になったつもりで「ほんなん言うてない」と言ってみるとよい。多分通じるはずである。(Y.K)



本紙の第一号が発行されたのは、1986年（昭和61年）のことである。それから30年弱が過ぎ、国内外の知的財産制度も大きく変容した。そうした中で一つの大きな出来事として、米国の先願主義移行を挙げることができるだろう。24年前、本紙第9号の巻頭言で、元米国知的所有権法協会会長のジョセフ・A・デグランディ氏が、米国における特許法のハーモナイゼーションに関する議論を紹介してくださっているが、この際に先願主義への移行の問題が大きく取り扱われている。時を経て、今回、山口洋一郎弁護士に「米国の先願主義移行に寄せて」と題する巻頭言をご寄稿いただいた。山口弁護士は、上記デグランディ氏の巻頭言の翻訳者である。当時の思いに言及しつつ、日本の特許制度を改善するために参考となる制度をご紹介いただいている。機会があればぜひ本紙第9号の巻頭言をご参照いただきたい。

論文欄では、テーマの異なる三つの論文を掲載した。

まず、東京大学大学院（総合文化研究科）の西村もも子学術研究員に、国際投資協定に基づく知的財産権紛争とその政治的背景について考察していただいた。国際投資協定の説明、投資協定に係る紛争の概要、米国の政策転換などについて分析

していただいている。

明治学院大学法学部の申美穂専任講師には、国際私法の観点から、法の適用に関する通則法における特許権侵害をテーマに、問題の概要、法例や「法の適用に関する通則法」に係る判例、学説及び外国における立法状況などについて考察していただいた。

同志社大学法学部の山根崇邦准教授には、退職従業員の競業行為と不正競争防止法について、紛争事例の類型化、学説及び判例の整理等をもとに検討していただいた。

情報欄では、日本貿易振興機構バンコク事務所の大熊靖夫知的財産部長に、ASEAN知財協力作業部会による「管理国実施作業計画 2012-2015」についてご紹介いただいた。現在10か国で構成されるASEAN諸国は、2015年のASEAN経済共同体の創設を目指して急速に連携を強めている。

ASEAN諸国の今後の知的財産関連の施策展開の指標となる計画について、わかりやすくまとめられている。

本誌のご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室（FAX：03-3595-2792、E-mail：PA9305@inpit.jpo.go.jp）まで。

本誌（第39号以降）の内容は、工業所有権情報・研修館のWebサイト（<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>）でも閲覧可能である。（M.T）

## 特許研究 PATENT STUDIES No. 57 (March 2014) ©

平成26年3月31日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

電話：03-3581-5092 FAX：03-3595-2792

HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所

株式会社ワコー



※落丁・乱丁本はお取り替え致します。